

各指定居宅介護支援事業所管理者様
(高松市以外に所在を置く事業所)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

特定事業所集中減算に係るヒアリングの実施について

このことについて、紹介率最高法人への紹介率が80%を超えることとなった正当な理由について申立てを行う場合は、下記のとおりヒアリングを実施しますので、ご多忙中恐縮ですが、必要書類を準備のうえ、御出席くださるようお願いいたします。

なお、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた居宅介護支援事業所全てがヒアリングの対象となるわけはありませんので、ヒアリングの対象となる事業所については個別に連絡します。

記

1 ヒアリングの前に提出していただく書類

①及び②の書類を、平成30年4月19日(木)の正午までにFAXにて返送願います。

① 特定事業所集中減算に係るヒアリング意向調査票

必要事項を記入のうえ、提出してください。

なお、ヒアリングに出席しない場合は、正当な理由を確認できないため、減算対象となりますので、あらかじめご承知願います。

② 特定事業所集中減算における正当な理由の申立書

ヒアリングを希望する場合に、サービス種類毎に作成し、提出してください。(ヒアリングを希望しない場合は提出は不要ですが、①なお書きのとおり、減算の対象となります。)

なお、事前に提出していただく申立書の内容によっては、ヒアリングを実施しないことがありますので、ヒアリングを実施するか否かについては、個別に連絡します。

※意向調査票及び申立書の様式は、かがわ介護保険情報ネット上にも掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/housyuu/housyuu-gensan.html>

2 ヒアリングに当たって持参していただく書類等

① FAXで提出していただいた「特定事業所集中減算における正当な理由の申立書」

② 正当な理由についての挙証資料があれば、持参してください。

3 ヒアリング日時、場所 ※調整のうえ、別途連絡します。

4月23日(月) 午前、午後： 県庁本館12階第5会議室

4月24日(火) 午前、午後： 県庁北館3階305会議室

香川県健康福祉部長寿社会対策課在宅サービスグループ

担当：大山、山田

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号

TEL:087-832-3269 FAX:087-806-0206